

# 複写申込書

整理番号 \_\_\_\_\_

年 月 日

県立長野図書館長 様

住所 \_\_\_\_\_

氏名又は企業・団体名 \_\_\_\_\_

企業・団体の場合は複写される方のお名前 \_\_\_\_\_

連絡先：電話番号 \_\_\_\_\_

県立長野図書館資料利用規程第16条に基づき、調査・研究のため下記資料の複写を申し込みます。  
 なお、複写により著作権法上の問題が生じた場合は、全て私が生じた責任を負います。

請求記号	資料名	複写箇所	枚数
合 計			

(注) 1 調査研究以外の目的で複写を希望する場合は、カウンター職員に相談して下さい。

2 新聞・雑誌の場合は、請求記号欄の記入は不要です。

3 住宅地図の場合は、該当ページ・左右等の別を記入願います。

- ◆新聞・雑誌の最新号は複写できません。
- ◆著作物の一部分を一人につき1部の提供となります。
- ◆著作権法第31条の取り扱いについては、下記をご覧ください。

(職員記入欄)

	白黒	カラー
一般図書室		
事務室		
レジ		
担当者		

著作権法31条の取扱は次のとおりとする。

## ◆基本的事項

- ・当館所蔵の図書館資料の複写であること。
- ・調査、研究目的に係わる複写であること。
- ・公表された著作物の一部分（1冊、1論文、1記事の半分以下）であること。
- ・1人につき1部の提供であること。
- ・平成30年12月30日の著作権法一部改正により著作権の保護期間が50年から70年に延長されました。著作権の存続期間は実名の著作物の場合死亡後70年（起算は翌年の1月1日）、無名、変名（起算は前記と同）、団体名義の場合公表後70年、映画の著作物の場合公表後70年であること。（平成30年12月30日の時点で保護期間が満了したものには適用されません。）

## ◆複製(複写)できる範囲

- 図書
  - ・1冊で完結しているもの → 半分以下
  - ・同一タイトルの多巻もの → 各冊の半分以下
  - ・全集等複数作品収録物 → 各作品の半分以下
- 楽譜 → 1作品の半分以下
- 地図等
  - ・1枚物 → 半分以下
  - ・冊子形態の物 → 1地図を構成する頁の半分以下
- 雑誌 → 次号が発刊（受入）されたもの → 個々の論文 → 全部複写、全体の半分以下
- 新聞 → 次号が発刊されたもの → 全体の半分以下